

大坂建立章（四帖第十五通）

そもそも、とうごくせしゅうひがしなりのみおり当国摂州東成郡・いくたま生玉の

しょうない おおさか庄内大坂というざいしよ在所は、おうごく往古より

いかなるやくそく約束のありけるにや・さんぬる

めいおうだいご あき明応第五の秋・げじゆん下旬のころより、かりそめ

ながらこのざいしよ在所をみそめしより、すでに

かたのごとく・いち ぼうしや こんりゅう一字の坊舎を建立せしめ・

とうねん な当年ははやすでに三年のさんねん せいぞう星霜をへたりき、

これすなわちおうじやく しゆくえん往昔の宿縁・あさからざる

いんねん因縁なりとおぼえはんべりぬ、それに

ついて・このざいしよ きよじゅう在所に居住せしむるみんげん な根元は、

あながちにいっしょうがい一生涯をこころやすく過し・

えいが えいよう栄華栄耀をこのみ・また、かちょうふうげツ花鳥風月

にもこころをよせず、あわれむじょうぼだい無上菩提の

ためには・信心決定の行者も繁昌せしめ、
念仏をも申さん輩も・出来せしむるよう
にもあれかしとおもう・一念のころざしを
はこぶばかりなり、また、いささかも
世間の人なにとも・偏執のやからもあり・
むつかしき題目なにとも出来あらん
ときは、すみやかにこの在所において・
執心のころをやめて退出すべきもの
なり、これによりて・いよいよ貴賤
道俗をえらばず・金剛堅固の信心を
決定せしめんこと、まことに弥陀如来の
本願にあいかない・別しては聖人の
御本意にたりぬべきものか、それについて・
愚老すでに当年は・八十四歳まで存命

せしむる条・不思議なり、まことに当流とうりゅう
法義ほうぎにもあいかかなうかのあいだ、本望ほんもうの
いたりこれにすぐべからざるものが、しかれば
愚老ぐろう当年とうねんの夏なつごろより・違例いれいせしめて、
いまにおいて本復ほんふくのすがたこれなし、
ついには当年とうねん寒中かんちゅうには・かならず往生おうじょうの
本懷ほんがいをどぐべき条・一定じよういちじようとおもいはんべり、
あわれあわれ存命ぞんめいのうちに・みなみな信心しんじん
決定けつじようあれかしと・朝夕ちようせきおもいはんべり、
まことに宿善しゆくぜんまかせとはいいいながら、
述懷しゆかいのころしばらくもやむことなし、
またはこの在所ざいしよに三年さんねんの居住きよじゆうをふる、
その甲斐かいともおもうべし、あいかまえて
あいかまえて、この一七箇いっしちか日報恩講にちほうおんこうの

うちにおいて・信心決定ありて、われひと
いちどう
一同に・往生極楽の本意を・とげたまう
おうじょうごくらく
べきものなり、あなかしこ あなかしこ
ほんに

(不読) 明応七年十一月二十一日よりはじめてこれを
よみて人々に信をとらすべきものなり